

経済産業省

20190925中第3号

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第3条第1項の規定に基づき、令和元年度における中小企業支援事業の実施に関する計画を次のように定める。

令和元年11月1日

経済産業大臣 梶山 弘志

令和元年度中小企業支援計画

I. 中小企業を取り巻く環境と課題

我が国経済は緩やかな回復基調にあり、企業収益の拡大や倒産件数の減少が続くなど、経済の好循環が浸透している。一方、平成30年は、度重なる災害をはじめ、少子高齢化を背景とした人口の減少や生産年齢人口の減少による人手不足の深刻化や、労働生産性が伸び悩み、足下では大企業との差が徐々に拡大しているなど、中小企業にとっては懸念点も浮き彫りになる年となった。

II. 中小企業の支援に関する基本方針

国、都道府県等（中小企業支援法施行令第2条で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、中小企業が直面する人手不足や生産性の向上、災害対応力などの課題に対応すべく、適切な支援体制を構築し、支援施策を充実させることにより、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していく。

1. 中小企業支援体制に関する基本方針

国、都道府県等及び中小機構と、事業者と直接接する各中小企業支援機関が緊密に連携し、全国の中小企業へと施策を適切に届ける体制を構築する。

(1) 中小企業支援機関に関する基本方針

中小企業支援機関の在り方については、平成29年6月にとりまとめられた「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理」(以下「中間整理」という。)を踏まえ、「よろず支援拠点」や認定経営革新等支援機関を中心にPDCAサイクルの確立や見える化の取組を進めてきた。今後も各支援機関で役割分担を行いつつ、連携しながら取組を実施する。

支援に当たっては、商工会・商工会議所、よろず支援拠点、都道府県の支援センターなどの公的な支援機関や認定経営革新等支援機関、大企業、地域金融機関、IT事業者など民間事業者とも連携し、地域ごとに総力戦で臨む必要がある。こうした連携支援体制を構築し、地域毎の課題の解決に向けたエコシステムの確立を促していくことも必要である。

(2) 国・都道府県等・中小機構に関する基本方針

国、都道府県等及び中小機構は、自らが中小企業支援施策の実施機関としての役割を果たすとともに、支援人材の育成や支援機関に対する支援を通じて、支援機関の能力向上等に取り組む。また、国、都道府県等及び中小機構において、本計画に従い、役割分担の明確化、連携の強化を図り、中小企業支援事業(中小企業支援法第3条第1項)を計画的かつ効果的に実施する。

今般の「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の改正により、経営発達支援計画に対する地方公共団体の関与が追加され、商工会又は商工会議所による経営発達支援事業の実施において、国と地方公共団体が連携して取り組んでいくこととなった。また、新たに事業継続力強化支援計画が創設され、都道府県知事が認定を行うこととされた。このために必要な経費について、国も地方財政措置を講じたところだが、都道府県等においても本趣旨を踏まえた必要な措置を行うことが期待される。

また、国は令和元年度予算において、都道府県が小規模事業者支援を目的として講じる施策の実行に要する経費に対する補助制度を創設した。都道府県はこうした支援策を活用した積極的な小規模事業者支援が期待される。

2. 中小企業支援施策に関する基本方針

中小企業・小規模事業者は、経営者の高齢化、人手不足、人口減少という3つの構造変化に直面している。これらの構造変化に対応するため、事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進、生産性向上・人手不足対策、地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大に重点的に取り組む。また、大きな災害が多発している状況を踏まえ、災害からの復旧・復興、強靱化にもより一層取り組む。加えて、消費税率引上げや長時間労働規制の中小企業への適用も見据え、経営の下支え、事業

環境の整備に引き続き粘り強く取り組む。

Ⅲ. 国の事業

1. 実施体制

I の基本方針を踏まえ、国は、全国のよろず支援拠点をはじめ、施策毎の支援機関（事業引継ぎ支援センター、中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター等）、さらには認定等を通じた民間機関の活用も踏まえ、全国的な中小企業支援体制を整備する。

その際、中間整理も踏まえ、よろず支援拠点や認定経営革新等支援機関の経営支援機能の向上に向けた取組を講じる。

2. 概要

【中小企業支援法第3条第1項に定義する中小企業支援事業】

中小企業支援法第3条第1項に基づき、令和元年度中小企業支援事業を以下のとおり実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

①中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（予算）

47.8億円

よろず支援拠点において、中小企業が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。併せて、高度な課題に対応する専門家の派遣を行う。

②中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（予算）

70.1億円の内数

後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置してマッチング支援を行う。

③中小企業取引対策事業（予算）

9.6億円の内数

全国48か所に設置する下請かけこみ寺において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①中小企業生産性革命推進事業（予算）

1100.0億円

中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や小規模事業者の販路開拓・生産性向上の取組み、中小企業等のITの導入などを支援。

②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業（予算）

50.0億円

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト等を支援する。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①中小企業・小規模事業者人材対策事業（予算）

13.7億円

地域の中小企業・小規模事業者における女性・高齢者・外国人等の多様な人材の発掘・確保・定着を支援するとともに、経営支援機関と人材紹介会社等との連携事業や中核人材確保の仕組みの横展開に取り組む。

また、中小企業の海外展開を担う人材や、生産性向上を支援する専門家の人材育成を支援する。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①小規模事業者対策推進事業（予算）

50.3億円の内数

平成26年改正小規模事業者支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援する。また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し幅広い支援を行う。

②地域小規模事業者支援人材育成事業（予算）

5.4億円の内数

小規模事業者の持続的発展、地域の課題解決、地域資源を活用した観光・インバウンド需要への対応、まちづくりなどを一体的に取り組めるよう、支援人

材の育成や支援ノウハウの向上を進める。また、新たな展示会開催手法の実証調査も支援する。

③中小企業連携組織対策推進事業（予算）

6. 7億円の内数

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、指導員向けの研修等を支援する。また、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、中央会指導員がサポートしつつ、その実現化に向けた取組を支援する。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行う。

④地域まちなか活性化・魅力創出支援事業（予算）

5. 0億円の内数

全国商店街振興組合連合会が実施する都道府県商店街振興組合連合会の役員等を対象とした商店街の活性化並びに商店街組合等の組織化及び組合の運営指導に必要な知識の習得のために必要な講習会や情報提供等の事業に要する費用を補助する。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（予算）

10. 1億円の内数

都道府県が小規模事業者支援を目的として講じる施策の実行に要する経費のうち、経済産業大臣が認める経費について、国が補助を行うもの。

②消費税軽減税率対応窓口相談等事業（予算）

49. 4億円

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行う。また、消費税転嫁対策窓口相談等も併せて実施する。

③経営改善普及事業

商工会・商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業。商工会・商工会議所が経営改善普及事業を行うために必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即

して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

④事業継続力強化支援事業

経営改善普及事業のうち、商工会・商工会議所が小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業。商工会・商工会議所はその地区を管轄する市町村と共同して、事業継続力強化支援事業についての計画（事業継続力強化支援計画）を作成し、都道府県知事から認定を受けることができる。

⑤経営発達支援事業

経営改善普及事業のうち、商工会・商工会議所が行う小規模事業者の技術の向上や新たな事業の分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する事業。商工会・商工会議所はその地区を管轄する市町村と共同して、経営発達支援事業についての計画（経営発達支援計画）を作成し、経済産業大臣から認定を受けることができる。なお、経済産業大臣は認定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聞かなければならない。

【令和元年度予算に基づく中小企業支援事業】

令和元年度予算に基づき、令和元年度の支援施策の基本方針である事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進、生産性向上・人手不足対策、地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大、災害からの復旧・復興、強靱化、経営の下支え、事業環境の整備の観点から以下のとおり中小企業支援事業を実施する。

(1) 事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進

①事業承継世代交代集中支援事業（予算）

50.0億円の内数

都道府県単位で商工会・商工会議所、金融機関等の支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築し、早期・計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気付き」を促すために「プッシュ型」の「事業承継診断」を行うとともに、事業承継補助金により、事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に取り組む中小企業の設備投資等を支援する。

②中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（予算）（再掲）

③地域創業機運醸成事業（予算）

3. 8億円の内数

産業競争力強化法における認定連携創業支援等事業者が認定創業支援等事業計画に基づき行う特定創業支援等事業（創業スクールの開催、個別相談窓口の設置等）・創業機運醸成事業（起業家教育・ビジネスプランコンテストの開催等）の取組を支援する。

(2) 生産性向上・人手不足対策

- ①中小企業生産性革命推進事業（予算）（再掲）
- ②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業（予算）（再掲）
- ③地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（予算）（再掲）
- ④経済産業省デジタルプラットフォーム総合支援事業（予算）

33. 3億円

デジタルガバメント実現のため、法人共通認証基盤との連携やデータ連携の技術基盤の整備とともに、中小企業向け行政サービスのデジタル化（補助金申請等のワンスオンリー化、プッシュ型情報発信）等の環境を整備する。

- ⑤中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（予算）（再掲）
- ⑥中小企業・小規模事業者人材対策事業（予算）（再掲）
- ⑦小規模事業者対策推進事業（予算）（再掲）
- ⑧地域小規模事業者支援人材育成事業（予算）（再掲）
- ⑨地域未来投資促進事業（予算）

158. 6億円

中小企業が地域中核企業や大学・公設試等と連携して行う活動を、新たな技術・サービスモデルの開発から市場獲得まで一体的に支援。

(3) 地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大

- ①地域未来投資促進事業（予算）（再掲）
- ②商店街活性化・観光消費創出事業（予算）

50.0億円

地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組に対して支援を行う。

③地域まちなか活性化・魅力創出支援事業（予算）

5.0億円

魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、全国商店街振興組合連合会が実施する、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業を支援する。

④国内・海外販路開拓強化支援事業（予算）

23.9億円の内数

中小企業の海外でのブランド確立の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等の取組を支援する。

⑤地域小規模事業者支援人材育成事業（予算）（再掲）

⑥経済産業省デジタルプラットフォーム総合支援事業（予算）（再掲）

⑦小規模事業者対策推進事業（予算）（再掲）

⑧地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（予算）（再掲）

(4) 災害からの復旧・復興、強靱化

①中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業（予算）

58.5億円の内数

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、生活必需品の供給やサプライチェーン維持等のために重要な中小事業者の事業継続の体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置を支援する。

②中小企業等強靱化対策（予算）

15.0億円の内数

防災・減災対策の取組事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、サプライチェーンに位置づけられる中小企業等の事業継続の計画策定を支援し、そうした取組を横展開することによって、中小企業の防災意識の啓発、強靱化に向けた取組を促進する。

(5) 経営の下支え、事業環境の整備

①中小企業連携組織対策推進事業（予算）（再掲）

②政策金融・信用保証による資金繰り支援（予算）

11億円

信用保証協会の利用者又は利用予定している創業（予定）者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施する。

③小規模事業者経営改善資金融資事業（予算）（再掲）

④小規模事業者経営改善資金融資事業（予算）

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行う。

⑤中小企業取引対策事業（予算）（再掲）

⑥消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業（予算）

9.6億円の内数

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行う。

⑦消費税軽減税率対応窓口相談等事業（予算）（再掲）

IV. 都道府県等の事業

1. 実施体制

都道府県等は、地域内の中小企業支援センターや商工会・商工会議所を中心とする各支援機関等との連携を通じて、地域の実情に応じた体制整備や地域内の中小企

業の課題解決の支援に努める。

加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援施策の実施や、必要な予算の確保に加え、各種支援施策のさらなる周知に努める。

また、他の都道府県等及び国との定期的な意見交換等を通じ、相互に支援事業の実施状況や成果を把握し、中小企業支援の在り方について不断の見直しを行うことで、P D C Aサイクルを通じて事業の実効性向上を図る。

2. 概要

都道府県等が行う令和元年度の各支援事業は、上記観点を踏まえ、以下のとおり事業を実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

①都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいて、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等を行う。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①公設試験研究機関を通じた支援事業

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援する。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①中小企業の人材確保支援事業

中小企業に対する働き方改革等に関する研修や外国人材雇用に関する相談窓口の設置や日本語学習支援のための研修等を行うほか、中小企業者が従業員に対して研修を受講させる際の支援を行う。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①中小企業支援機関の人材確保支援事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を行う。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を低利融資制度や中小企業信用保険法の特例等により支援する。

②事業承継支援事業

各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継ネットワークを積極的に構築し、都道府県における事業承継支援体制の整備・強化を行う。また、事業承継税制に係る認定・活用促進を行う。

③創業支援等事業

産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援等事業計画」の策定を支援するとともに、市区町村と連携した創業に関する普及啓発や創業希望者への一体的な支援を行う。

④経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、都道府県商工会联合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する。

⑤商店街・中小小売商業の振興支援事業

都道府県商店街振興組合連合会において、各商店街振興組合等に対し商店街の活性化のために必要な情報提供や指導等を行う。また、中小小売商業の振興に係る支援事業を行う。

⑥中小企業等経営強化法の活用促進事業

平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法の周知を行い、中小企業の経営力向上を推進するための計画策定を進める。

⑦生産性向上特別措置法の活用促進事業

生産性向上特別措置法に基づく市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置。

⑧経営改善普及事業

商工会・商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業。商工会・商工会議所が経営改善普及事業を行うために必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、その一部を補助することができる。

⑨事業継続力強化支援事業（再掲）

⑩経営発達支援事業（再掲）

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 実施体制

中小機構は、第4期中期目標（平成31年3月1日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、地域本部等をはじめとした広域的な中小企業支援の実施体制を効果的かつ効率的に運用する。

また、地域の中小企業支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供する体制を構築するとともに、地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の向上・強化を支援する。

2. 概要

中小機構が行う令和元年度の各支援事業は、上記観点を踏まえ、以下のとおり事業を実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

①事業承継・事業引継ぎの促進事業

- ・中小企業・小規模事業者等に対する事業承継・事業引継ぎに係る専門家による相談・助言、研修、事業承継の早期・計画的な取組の必要性に関する気付

きを与えるためのツール等の提供、施策情報の普及・啓発を図るためのフォーラム等を行う。

②生産性向上関連事業

- ・中小企業・小規模事業者のIT導入促進のためのITプラットフォームによる情報提供を行う。
- ・多様な経営課題を抱える地域中核・成長企業等に対する相談・助言、ハンズオン支援を行う。
- ・都道府県等との連携による中小企業・小規模事業者の連携・共同化等のための資金面・経営面の支援を行う。(高度化事業の推進)
- ・中心市街地・商店街等の課題解決に資する情報提供や、専門家の派遣による相談・助言等を行う。

③新事業展開の促進・創業支援関連事業

- ・Webマッチングサイトを活用したビジネスマッチング、Webマッチングサイトと連動した展示会・商談会等、海外展開に関する相談・助言、グループを対象に特設サイトを活用した海外企業への情報発信や海外現地ミッション派遣(調査・商談等)等を行う。
- ・地域中核・成長企業等が行う新事業展開に対し、専門家の派遣による相談・助言など事業計画の策定から実行までの一貫した支援を行う。
- ・ベンチャー企業及び第二創業の事業化を支援するインキュベーション施設において、入居企業に対する成長分野への参入・新事業創出の促進に向けた相談・助言等を行う。
- ・地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と中小機構の多様な支援ツール等を活用した相談・助言、セミナー、マッチング等による複合的な支援を行う。
- ・創業者、地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①新事業展開の促進・創業支援関連事業

- ・ベンチャー企業及び第二創業の事業化を支援するインキュベーション施設において、入居企業に対する成長分野への参入・新事業創出の促進に向けた相談・助言等を行う。(再掲)

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①生産性向上関連事業

・経営の基盤となる人材を育成するため、経営戦略、組織マネジメント、IT活用など経営課題解決に資する実践的な研修を実施する。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①事業承継・事業引継ぎの促進事業

・地域の中小企業支援機関等に対する、能動的に事業承継支援を行うために必要な支援能力の向上等に関する相談・助言、講習会等を実施する。
・全国の事業引継ぎ支援センターに対する支援能力向上のための相談・助言、研修、講習会等を実施する。

②生産性向上関連事業

・地域の中小企業支援機関等に対するITプラットフォームを活用したIT導入促進のための相談・助言、講習会等を実施する。
・地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の向上・強化のための相談・助言、研修等を実施する。

③経営環境の変化への対応の円滑化

・自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにするための全国の中小企業再生支援協議会に対する相談・助言、専門家派遣等を行う。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①事業承継・事業引継ぎの促進事業

・事業引継ぎ支援データベースを活用した広域マッチングを促進する。
・地域金融機関等との連携による事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を通じて事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。

②新事業展開の促進・創業支援関連事業

・成長初期段階のベンチャー企業や新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドへの出資を通じて中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。

る。

③経営環境の変化への対応の円滑化

- ・小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度の普及及び加入促進を図る。
- ・中小企業再生支援協議会・地域金融機関等と連携した再生ファンドへの出資を通じた中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に対する資金供給を円滑化する。
- ・国の政策展開と連携し大規模災害により被災した地域や中小企業・小規模事業者の復興と自立化のための専門家の派遣による相談・助言等を行う。
- ・中小企業・小規模事業者に対し、防災意識の啓発、経営の強靱化に向けた取組についての専門家の派遣による相談・助言等を行う。